建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準 新旧対照表

新(改正後)	旧(改正前)
I (略)	I (略)
Ⅱ (略)	Ⅱ (略)
Ⅲ 建設業者に対する監督処分の基準	Ⅲ 建設業者に対する監督処分の基準
1 (略)	1 (略)
2 具体的基準	2 具体的基準
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4)建設工事の施工等に関する他法令違反	(4)建設工事の施工等に関する他法令違反
① (略)	① (略)
② 建設工事の施工等に関する法令違反	② 建設工事の施工等に関する法令違反
i (略)	i (略)
ii 労働基準法違反等	ii 廃棄物処理法違反、労働基準法違反等
役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた	役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた
場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられ	場合は7日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられ
たときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。	たときは3日以上の営業停止処分を行うこととする。
iii 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反	<u>(新設)</u>
役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた	
場合は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せら	
れたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。	
<u>iv</u> 特定商取引に関する法律違反	<u>iii</u> 特定商取引に関する法律違反
<u>v</u> 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反	<u>iv</u> 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律違反
③~④ (略)	③~④ (略)
(5)~(8) (略)	(5)~(8) (略)
Ⅳ (略)	IV (略)

V (略)

Ⅵ 施行期日等

- ① この基準は、平成14年6月1日から施行する。
- ② この基準は、平成18年1月4日から施行する。
- ③ この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- ④ この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- ⑤ この基準は、平成25年9月1日から施行する。
- ⑥ この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- ⑦ この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- ⑧ この基準は、令和5年5月26日から施行する。
- <u>⑨</u> この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

V (略)

VI 施行期日等

- ① この基準は、平成14年6月1日から施行する。
- ② この基準は、平成18年1月4日から施行する。
- ③ この基準は、平成20年4月1日から施行する。
- ④ この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- ⑤ この基準は、平成25年9月1日から施行する。
- ⑥ この基準は、令和3年4月1日から施行する。
- ⑦ この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- <u>⑧</u> この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適 用する。